

Q&A

① 実施受付期間はいつですか。

A. 2022年10月24日（月曜日）～2023年3月1日（水曜日）まで

申し込み順で受付。また、時期や状況を鑑みて、町で協議を行い選定する場合があります。人数に達した場合は、受付期間を待たずに終了する場合があります。その場合はHP等でお知らせします。

② 申し込むためには、何が必要ですか。

A. まずは、エントリーシートを提出してください。その後、20日以内に決定者のみ連絡します。

③ フォトウエディング事業を申請した場合、どのように進めたらよいですか。

A. エントリーシートを提出し実施許可通知がきましたら、準備を進めてください。当日のフォトウエディング撮影に係るスケジュール作成及び貸衣装やカメラマンの手配、その他準備物等、夫婦等で最後まで進めてください。実施後は、申請書兼請求書に必要書類を添えて提出してください。

④ 挙式のみ行う予定ですが、このフォトウエディング事業に申請することは可能ですか。

A. 可能です。

⑤ 令和2年4月15日以前に婚姻したのですが、対象になりますか。

A. 今回の事業は、令和2年4月16日に発令した緊急事態宣言以降に婚姻した夫婦等、又は予定しているが、感染症及び様々な理由で結婚式等が実施できておらず、令和5年3月1日までに結婚式等を実施する予定がなく、令和4年10月24日から令和5年3月1日までの間にフォトウエディングの実施ができる者が対象となっています。

⑥ 撮影スポットはどこですか。

A. 主要観光地「佐多岬」と「雄川の滝」両方になります。ただし、夫婦等の希望によっては、一方でも可能です。それ以外は、今回の事業では対象になりません。

撮影当日は、着替え簡易テントが各自必要になりますのでご準備ください。

⑦ 撮影は、事業者（プロのカメラマン）にしてもらわないと対象になりませんか。

A. 事業者（プロのカメラマン）でなくても対象になります。ただし、自分撮りは対象外となります。

⑧ 婚礼用レンタル衣装は対象になりますか。

A. 対象になります。旅費、レンタカー代等も対象になります。撮影料、ヘアメイク、写真購入代等実施に必要なものは対象になります。当該事業利用で宿泊となった場合、宿泊先指定等の条件はありません。（衣装購入費は対象になりません。）

⑨ 親や親族等にかかる費用も対象になりますか。

A. 対象になりません。フォトウエディングを実施する者にかかる費用が対象になります。

⑩ 他と（補助金等事業）重複しても対象になりますか。

A. 対象になりません。